



写真1 富山馬頭観音への明治15年奉納「母馬子馬図絵馬」(現在は、最上町富沢の同観音堂天井絵に転用されている小絵馬です。同観音別当の東善院所有)

〈特別寄稿〉小国馬産小史

山形県地域史研究協議会 理事
最上地域史研究会 会長

伊藤和美

一 はじめに

山形県は歴史上、馬の移出地(馬産地)ではなく移入地でしたが、最上郡最上町(旧称は小国)は小規模ながら江戸中期から二五〇年以上続いた馬産地でした。本稿は、多くの方々に、小国馬産の歴史について少しでも知っていただければとの思いで、その概要をまとめるものです。

二 馬産の始まりと定着理由

小国馬産は、中世までには何らかの形で始まっていたと考えられます。その傍証となるのが、最上町富沢の富山馬頭観音堂前に立つ永享六年(一四三四)、ある

いは明德四年(一二九三)の建立といわれる「馬頭観音石板碑」(最上町指定文化財)です。

小国地方(現最上町)に馬産が定着した理由の一つに自然的要因があります。同地方は盆地の周囲に丘陵が発達し、年間降水量が比較的多く草木の生長が速い反面、乾燥しやすい土地柄です。そのような風土が馬糧の確保や馬の放牧には好都合で、馬産には最適の場所だったのです。次いで歴史的要因を二つ指摘できます。一つは新庄藩が馬産の適地として同地方に保護奨励策を執り続け、明治期以降には国が同地方を馬政計画に組み込んで後押ししたことです。もう一つは、いつも馬に深い愛情を注ぎ、良馬生産に取り組んだ小国地方の人々の厚い思い(熱意)です。

三 新庄藩時代の小国馬産

小国郷(現最上町)を拠点とした新庄藩の馬産が確立したのは、同藩二代藩主の戸沢政誠の時代。政誠は同郷の黒沢村と前森原に牧場を開き、また奥州(陸奥の国)から優良牝牡(雌雄)馬二〇数頭を導入して、郷内適所に放牧し馬産を奨励しました。これが本格的な小国馬産の始まりでした。

(一) 藩の馬産の仕組みと保護奨励策の一端

新庄藩は、優良馬を小国郷に導入する一方、藩の馬産に関わる仕組みを整備しました。藩の重臣を任命した御馬方支配頭が管轄する役所の「御厩」を設けて、御厩締役以下、御馬乗方・馬形方・馬

医など十一種の役職を配置しました。また、小国郷民で馬について詳しい者一〜三名を馬産推進役の「駒頭」に任命しました。駒頭は庄屋が兼務することが多く、代官支配下で馬関係全般を取り仕切った村方役人です。藩ではこれら諸役人を配置して、小国馬産を掌握し統制していたのです。新庄藩では牝馬（雌馬）を駄馬、牡馬（雄馬）を駒と呼びました。藩は小国郷内のすべての駄馬を確認し、優良駄馬は「御留駄馬」に指定して保護し、郷外移出を禁止しました。安政四年（一八五七）には、郷内総駄馬一八二五頭の約二七％が御留駄馬でした。一般駄馬の一部は「立馬」といわれた馬小作で、子取り用に新庄領内外へ貸し出されました。また、馬の種付けは「父寄せ」といい、その牡馬を父馬、牝馬を父寄せ駄馬と呼びました。小国郷内の父馬は四〇頭ほどで、藩主の乗馬を払下げて貸付けた御召父馬、半御召父馬、並み馬の区分がありました。御召父馬には終生、年

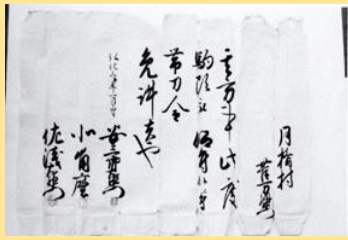


写真2 「駒頭辞令」

(最上町月杵 菅家文書)

写真提供 最上町教育委員会

に大豆四俵半が支給されました。

(二) 小国郷の駄馬と出生馬

出生馬

表1から、文化九年（一八一二）と文政十年（一八二七）の場合、新庄領内の馬は大部分が最上郡内の馬で、そのうち小国郷の馬は馬産に不可欠な駄馬だけでも二〇〇〇頭前後いたことがわかります。また、表2からは馬産が小国郷全村での取り組みだったことが明らかです。郷外への立馬もあつたので、表2の全頭数が郷内での飼育とはいえませんが、文政十年当時、十三ヶ村・八二六戸の小国郷では一戸平均二・五五頭もの駄馬を所有し、馬産に勤んでいたのです。これは藩政下の小国馬産隆盛期の一端を伝える数値といえます。藩政期の出生馬数が判明する無欠損の史料は伝

表1 文化及び文政期の新庄領内馬頭数

(単位は頭)

年 度	上小国郷	下小国郷	最上郡他郷計	最上郡内計	谷地2郷計	総 計
文化 9年(1812)	1,178	780	2,160	4,118	(180)	(4,298)
文政 10年(1827)	1,303(0)	806(0)	1,517(462)	3,626(462)	301(2)	4,391

注 1 文政10年の()外は駄馬(雌馬)の頭数、()内は駒(雄馬)の頭数で、総計は両者の合計値です。文化9年は、典拠とした史料には雌雄別の記載はありません。

注 2 典拠は、文化9年が吉村本『新庄領村鑑』、文政10年が『新庄領総高控』。文化9年の谷地郷数値は典拠史料記載値が文化12年となっています。したがって、同年総計は仮の総計値です。

表2 文政10年の小国郷村別駄馬(雌馬)頭数

村 名	頭 数	戸 数	1戸当り	村 名	頭 数	戸 数	1戸当り
本城村	193	88	2.19	法田村	215	103	2.09
向町村	165	93	1.77	東法田村	194	56	3.46
黒沢村	103	29	3.55	志茂村	205	96	2.14
若宮村	84	42	2.00	大堀村	122	62	1.97
上若宮村	40	7	5.71	月杵村	70	47	1.49
満沢村	107	46	2.33	下小国郷計	806	364	2.21
富沢村	545	140	3.89	小国郷総計	2,109	826	2.55
堺田村	66	17	3.88				
上小国郷計	1,303	462	2.82				

注 1 典拠は表1と同じ史料です。

注 2 上若宮村とは豊田村のことです。

注 3 1戸当りの馬頭数は、小数点以下第3位を四捨五入した数値です。

わっていませんが、明治期以降の史料と昭和期の馬産関係者の話によると、小国馬産で年々種付けできた牝馬は総牝馬の六〇%ほどで、出産牝馬は種付け馬の約三〇%だったようです。この比率を文政十年駄馬総数二一〇九頭に適用すると、出生馬は三八〇頭になります。また、一村分欠の文久二年（一八六二）「駒当歳相改帳」（最上町月楯の菅家文書）では駒出生数が一二二頭でした。年出生馬を雌雄同数と仮定すれば、同年の出生馬総頭数は、欠損分も含め二五〇頭ほどと推測できます。

藩政末期に小国郷の駄馬は減りましたが、上記の推量から藩政期の小国馬産の出生馬数は、多い年で四〇〇頭ほど、少ない年で二〇〇頭前後だったと推察できます。

（三）馬市と小国駒の移出

子馬は春先に出生します。毎年、新庄藩では六月になると馬医と他の御厩役人を小国郷に派遣し、新生馬の血統・毛色・特徴等を入念に検査しました。同藩の馬産推進の鉄則は、優良駄馬を小国郷に留め、かつ藩公用馬を確保し、駒を主にして御留駄馬以外の駄馬も移出（販売や献上）し、藩の利益確保（税收や名声の獲得等）に資することでした。

八月には、東小国郷向町村でお日市（馬市）が開催されました。出生二年目の一〇〇〜二〇〇頭前後の駒が中心の馬市でした。お日市では最初にお召上げ（藩の買い上げ）があり、その後一般

馬の競売に移りました。お召上げ馬は高値でしたが、藩雑税の馬形銭の課税は免除されました。一般馬の競りには新庄領内外から多くの馬喰が参集しました。明治四年（一八七二）のお日市では、最上郡内や山形近辺、仙台領等の馬喰二三名が四五頭の馬を買い入れています。向町の馬市は、藩政期から昭和戦後まで一貫して地元産馬だけの出場で市を開催できた、山形県内では唯一の馬市でした。

小国産馬の多くはお日市で売買されましたが、中には藩主から徳川幕府への献上馬もあり、江戸や越前地方へ移出された駒、郷民に牽引されて行き江戸で売られた馬もありました。また、小国郷と尾花沢間の背坂峠に、加州（加賀。現石川県南部）の人が安政二年（一八五五）に建立した馬頭観世音碑も、小国駒の加賀地方への移出を物語る石碑だろうと推察できます。

四 明治期以降の小国馬産

明治四年七月、廃藩置県で新庄藩は消滅しましたが、小国馬産はその後も九十年ほど続きました。

（一）停滞から新たな歩みへ

新庄藩の消滅は、小国馬産には大きな打撃でした。馬産は続きましたが、向町馬市の中断、それによる子馬の諸方への勝手な売り払い等、馬産状況は大きく混乱し、小国馬産は一時的に停滞しました。一方、明治新政府は洋種馬導入で馬匹改良

と牧畜業を目指す多頭飼育を奨励しました。戸飼いの小規模飼育が伝統の小国郷の人々は、その馬産方式に馴染めなかったことでしょう。ところが、明治十二年（一八七九）に三島県令の勸業方針で旧来の小国方式が見直されたことで、馬産再興の気運が高まりました。同十六年（一八八三）に小国産馬組合が結成され、小国馬産の新たな歩みが始まります。

（二）組合結成後の動きと馬頭数

組合結成の翌年、明治十七年に向町の馬市が再開しました。同二十二年に東・西小国村が誕生しますが、両村一体で馬産を推進し、同二十五年には両村域が国の軍馬購買地に指定されます。以後、昭和十九年（一九四四）までの小国馬産の最大目標は、産馬の軍馬買い上げでした。その後、国の方針で馬産組織の編成替えが進められ、小国産馬組合は明治三十四年（一九〇一）に最上郡産馬組



写真3 大正時代の最上郡馬産組合
小国支部（向町）
写真提供 最上町教育委員会



写真4 昭和10年代 馬市へ
出場する小国馬
写真提供 最上町教育委員会

合小国支部、大正五年（一九一六）に同郡産馬畜産組合小国支部、昭和十八年（一九四三）には、同郡馬匹組合小国支部と名称が変わりました。しかし、名称が変わっても、小国支部域（東・西小国村）は旧来通り山形県随一の馬産地でした。

明治期後半から昭和戦時中まで、組織替えや県有種馬の交付など諸施策の実施で、馬産の体制整備と馬の増産が推進されました。種牡馬は、明治二十九年（一八九六）には個人有のみで東・西小国両村で六八頭もいました。それが大正・昭和期になり、個人有から国有と県有の種牡馬に移行していきます。一方、両村の種牝馬総頭数は、明治四十四年（一九一三）に一七六八頭でしたが、大正十五年（一九二六）には八一五頭と、大正期に大幅に減少します。その後、直接の史料はありませんが、馬市出場の二歳駒頭数から類推すると、昭和四、五年頃から増加傾向に転じたようです。

（三）向町馬市と軍馬購買

明治十七年の再開後、馬単一競り市の向町馬市は昭和二十四年（一九四九）まで続きました。開催日は大抵、十月十三日～十五日の三日間で、軍馬購買と一般馬の競売が行われました。軍馬購買では購買官が二日目午前中までの各種検査で候補馬をしぼり、買い上げはその日の午後からでした。一般馬の競売は一日からでしたが、軍馬買い上げになると競り場はにわか活気づきました。軍馬買い上げでは、購買官が威勢の良い声で並外れた高値をつけて買い上げ、その声を「軍馬のひと声」といいました。

向町馬市では年々、二〇頭から二〇〇頭ほどの馬が売買され、その六〇%前後が二歳駒でした。競り頭数が特に多かったのは、明治四十一年（一九〇八）の二八八頭（内二歳駒は一八九頭）、同四十年の二六六頭（同一五八頭）、大正元年（一九一三）の二六二頭（同一四六頭）でした。東・西小国村域が軍馬購買地となった明治二十五年（一八九二）から昭和十九年（一九四四）までの五三年間に、軍馬に買い上げられた小国産馬の総頭数は八三六頭で、最高値は九〇〇円でした。農林省や競馬協会の購入馬は二二〇円と、さらに高値でした。買い上げ頭数は多くありませんでしたが、向町馬市の軍馬買い上げ率は、国内有数の馬産県だった青森県の平均買い上げ率を上回っていました。この点では、小国地方は大馬産地に

引けを取らない水準の馬産地だったといえそうです。

向町馬市は、小国地方最大の行事であり祭りでした。馬主や馬市に出る馬にとっては「晴れ」の日で、人も馬も着飾って馬市に出向きました。馬市の三日間は、向町の街路両側にびっしり並んだ露店で様々な品物が売られ、買い物客で賑わいました。馬市は小国地方の人々が降雪期前に越冬品を買い揃えるのに好都合な機会でもありました。

五 馬産の終末

昭和二十年（一九四五）の終戦で軍隊が解散され、軍馬は不要になりました。軽種の乗用馬から中間種の農耕馬に馬種を移し、戦後も小国馬産は続きました。しかし、昭和三十年代に耕運機をはじめ各種の農用機械が普及し、農耕馬の需要は激減しました。馬産地の最上町にも急に馬がいなくなり、昭和三十七年頃を境に、家畜市場に馬が全く出されなくなりました。こうして、小国馬産の幕は閉じられたのです。

六 おわりに

以上に小国馬産史のあらましを記しました。本稿に目を通された方々にとって、何かしら裨益するところがあり、また最上町の馬産の歴史を少しでもご理解いただけたようであれば幸いです。

昭和三十一年から

県史編さん始まりの頃

一 はじめに

山形県の県史編さんは、明治初期の太政官修史局の通達を受けて、明治十六年（一八八三）から明治十七年（一八八四）にかけて進達された『山形縣史』九巻の時と、大正九年（一九二〇）に刊行された『山形縣史』四巻の時、そして昭和三十一年（一九五六）から平成十七年（二〇〇五）にかけて実施された『山形県史』の編さんと、三度にわたって行われています。ここでは、三度目となった昭和三十一年から始まる県史編さん事業と最初の県史刊行までの様子についてお知らせします。

二 県史編さんが始まる

安孫子藤吉知事は県政運営上、過去の県史を知っておく必要があるとし、昭和三十一年五月二十八日、当時の企画審議室に『山形県史』の編さんを命じ、県史編纂室（係）を設置することとしました。五月三十一日の山形新聞夕刊には、『山形県史』つくる―企画審、完結までに五年―の見出しで、県史編さん開始を伝える記事が掲載され

ました。記事には、各論『産業編』『県政、議会編』『土木、交通編』『その他』及び本論（上代、中古、近世、現代）となれば少なくとも五年はかかると思込まれること、安孫子知事は必ずしも知事在任中に完成することにこだわらず、今後の歴史知事の参考に供したい意向であることを伝えています。

昭和三十一年（一九五七）一月二十三日に、企画審議室は「山形県県史編さん執務要領」を定めています。そして二月には、県史編さん委員会が設けられ、編さん委員には元県立図書館長の平沢東貫氏、郷土史家の川崎浩良氏、山形大学教授の長井政太郎氏、柏倉亮吉氏など十名を任命し、編さん委員会や連絡会議において検討協議を進めていきました。

同年四月、企画審議室に県史編さん主幹、主査一名、主事一名、雇一名、筆耕四名を配置し、県史編さん事業が本格的にスタートしました。様々な会議や準備を経て、大枠の内容として通史や産業、文化など全十三巻の刊行とし、事業完了は昭和四十七年度と設定しました。

編さん事業は、資料の所在確認から始め、県内の役場や大庄屋だった旧家、県外では東京から北海道にわたって各地の図書館や大学の協力を得ながら進めました。ところが資料調査を進める中で、明治四十四年（一九一）五月八日の山形市北部大火で県庁舎などが焼けたため、明治以降の

貴重な資料が焼失していることがわかりました。資料の調査や収集において苦慮したようです。

県史編さん当初は、農業県である本県の実情に鑑み、本篇農業編の早期刊行をめざしていましたが、全体の調整など様々な事情で、これを短期間に編集することが難しいと判断され、本篇農業編の刊行は、昭和四十年代へずれ込むこととなりました。その間、資料篇（明治初期）の編さんに重点を置いて進めることになりましたが、明治初期の資料も極めて乏しいため、難しい編さん事業だったようです。

各編さん委員や事務担当者等の努力と苦心によって、個々の課題も次第に克服されていき、また内閣文庫（現在の国立公文書館）に山形県の貴重な資料があることもわかりました。ようやく全体の見通しも立ったことで、編さん作業はスムーズに進みました。必要な資料はマイクロフィルム



写真1 当時の県史編さんの様子
(昭和35年『県民のあゆみ』第165号より)

や写真として保存、さらに浄書も完成したことで本格的な執筆作業に入りました。

三 資料篇 第一巻の刊行

県史編さん事業が始まってから四年後の昭和三十五年（一九六〇）四月十日に、最初の県史となる『山形県史』資料篇 第一巻 明治初期上が刊行となりました。

刊行に先立ち、同年三月十五日発行の『県民のあゆみ』第一六五号に、「活字になる山形県の歴史」の題で県史の刊行が伝えられました。そこには「(前略) 今回刊行の『資料編の一』は、現在の山形県にまとめられる明治九年八月以前の、置賜、山形、酒田の三県に分れていた、本県の出発時の重要な文献を収めているもので、当時は現在よりも辺境といわれていた出羽路の人々がどんなに意気と良識を盛り上らせていたかを、生き生きと知ることができる(後略)」とあります。

同年三月十二日付『山形新聞』の紙面にも大きく掲載され、「『明治のやまがた』活字に」「やさしい文章で原典に忠実な資料編(第一巻)」の見出しで、県民に伝えられました。

四 おわりに

県史編さんが始まった頃の様子を辿ってみましたが、そこからは本県の貴重な歴史や文化を後世に永く伝えようとしたこと、郷土に対する誇り



写真2 『山形県史』資料篇 第一巻から第六巻

と愛着を育もうとしたこと、編さん事業の推進にあたり編さん委員や事務局の方々が想像を超えた苦勞と努力を積み重ねていたことがわかります。

長い年月と多くの人々の努力によって作られた県史を、広く県民に活用していただき、歴史や文化の継承、県や地域の発展に役立てていただければと思います。

表1 県史編さんが始まった頃の動き

年月日	県史編さんの動き
昭和31年(1956)	<ul style="list-style-type: none"> 県部長会議で「山形県史〔仮称〕編纂要綱試案」を決定する。
5月28日	<ul style="list-style-type: none"> 県史編さんのため、県史編纂室(係)を設ける。
11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 県企画審議室に県史編さん係(職員3名、雇1名)を新設、専任嘱託員2名を配置する。
昭和32年(1957)	<ul style="list-style-type: none"> 「山形県県史編さん執務要領」を定め、県史編さん委員会などの編さん機構を盛り込むとともに、企画審議室において編さんするとした。通史、産業、文化など全13巻の計画とした。
1月23日	
2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 「県史編さん委員会」(委員長 県企画審議室長)、「県史編さん員」を設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> 「県史編さん委員会」は県史編さんの方針、計画の樹立について所管し、「県史編さん員」は学識経験者で構成し、執筆なども担当する。県史編さん委員による連絡会議を随時開催し、検討協議を行う。
2月27日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回県史編さん委員会を開催、県史編さん執務要領、編さんする県史の選定などについて協議する。
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 企画審議室に県史編さん主幹、主査1名、主事1名、雇1名、筆耕4名を設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> 県史の発刊計画として全13巻、事業完了は昭和47年度とする。
4月16日	<ul style="list-style-type: none"> 県史編さん連絡会議を開催、本篇1農業編を最初に発刊することを決定する。
昭和33年(1958)	<ul style="list-style-type: none"> 県史編さん委員会において、本篇農業編を再構成して拓殖編、畜産・水産・蚕糸・林業編も合わせて計画すること、資料篇についても委員から早期刊行の要望が出される。
11月1日	
昭和35年(1960)	<ul style="list-style-type: none"> 県史創刊号となる『山形県史』資料篇 第1巻 明治初期上を発刊する。
4月10日	

『史蹟名勝天然記念物調査報告』第一輯

はじめに

明治三十年代以降、日本は急速に近代化、資本主義化が進み、各地で鉄道や工場が建設されて土地の開発が盛んに行われるようになります。それに伴い、史蹟（跡）、名勝、天然紀（記）念物など、主に土地に結びついた文化財が破壊されることとが危惧されるようになりました。そして、東京帝国大学で国史学教室を主宰していた黒板勝美らが中心となり保存運動が広まっていき、その流れを受けて大正八年（一九一九）六月一日、史蹟名勝天然記念物保存法が施行となりました。山形県でも、大正十二年（一九二二）十一月十日に山形県史蹟名勝天然記念物保存法施行細則・

同調査会規程が施行となり、当時の県内務部長が会長、学務課長が副会長を務め、調査委員によって調査が進められました。調査をまとめた報告は第一輯から十二輯まで刊行されましたが、ここでは『史蹟名勝天然記念物調査報告』第一輯について紹介します。

二 『史蹟名勝天然記念物調査報告』第一輯から

本報告は、大正十四年（一九二五）十月に刊行され、次のような構成になっています。

序言（山形県）	
凡例	
目次	
史跡	二十七件
名勝	十一件
天然記念物	十一件
凸版並木版	八枚掲載
写真目次	五十枚掲載
口絵	二枚掲載
全	百二十八ページ

巻頭の序言から、山形県としての方針・考えを理解することができ、以下紹介します。

序言

我が山形縣は東北の一隅に僻在すと雖も、文化早く開け頗る史蹟に富み、且つ山容水態他に秀て、景勝の地亦多し。曩に内務省の史蹟名勝天然記念物保存法を發布せらるゝや、本縣亦

之に基きて調査機關を設け、委員を任命して之れが調査を委嘱せり。本書を収むる所は此等調査委員の提出に係る報告にして、固より縣下の一部分に過ぎず、而も尚ほ將來の研究を要すべきもの尠からず、爾後益々調査研究の歩を進め、漸次其の結果を報告し、史蹟保存の主旨を徹底せんとす。

想ふに光輝ある國史の遺蹟を尊重し、自然の天恵に頼れる名勝、並に天然記念物を保存し、之れに依りて我が祖先の文化活動の歴史を語り、或は先人の遺績を偲びて精神修養に資し、益々郷土愛重の念を敦からしむるは、國民性の涵養上尤も緊要の事に屬す。茲に本書を刊行し汎く之を關係者に頒つは、蓋し史蹟保存宣揚を完うして、我國の文化に寄與せんとするの意に外ならざるなり。希くは縣民一致克く此の意を諒として、縣下斯種の保存顕彰に關し、更に一段の力を效されんことを望む。

大正十四年十月

山形縣

掲載された報告は、表1のとおり全四十九件を数え、史跡・名勝・天然記念物の三種に分かれ、①所在地・②現状・③由来・④保存方法の調査項目に基づき記載されています。それに写真や絵がセットになり、一つの報告としてまとめられています。中でも明治期から大正期の写真や絵はとて



写真1

『史蹟名勝天然記念物調査報告』

第一輯 表紙

表1 史跡名勝天然記念物一覽

史跡	
・山形城址	・月岡城址
・若松觀音堂	・吉祥院
・慈恩寺	・玉野原
・新庄城址	・米澤城址
・直江兼續夫妻墓	・武田信清墓
・切支丹塚	・資福寺址
・藤島城址	・蝦夷館
・致道館	・石敢當
・松山城々門	・北畠顯信祈願所
	・河村瑞軒倉庫址
	・立石寺
	・寒河江城址
	・東根城址
	・興讓館遺址
	・覺範寺址
	・瑞龍院
	・鶴ヶ岡城址
	・念珠關址
	・最上川 ^野 三難所
	・法泉寺法泉
	・暮坪の立岩
	・大沼の浮島
	・林泉寺林泉
	・鹽俵岩
	・酒田日和山
	・東根の大櫛
	・神路坂の樹林
	・駒草
	全 四十九件

- 名勝**
- ・千歳山
 - ・白糸の瀧
 - ・出羽の三山
 - ・鼠ヶ關辨天島
- 天然記念物**
- ・本郷の神代榎
 - ・久保の櫻
 - ・石山の杉
 - ・島海ふすま

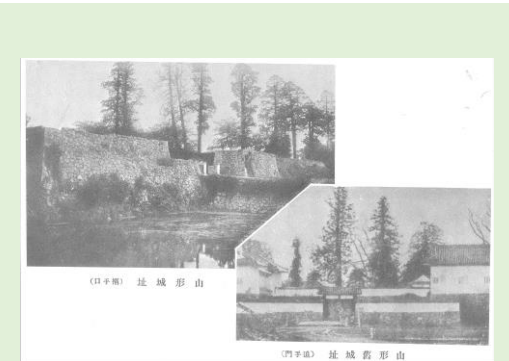


写真2 史跡「山形城址」
 右下：山形^{きやう}舊城址 追手門（現大手門）
 左上：山形城址^{からめて} 搦手口（現西門）

例えば写真2の右下は、「山形城址」の大手門で、明治初期の状況を写したものです。大手門復元事業の時に参考資料となりました。また、城内にはかなり背の高い樹木があったこともわかります。図1は天然記念物「駒草」の石版画（リトグラフ）です。植物としての特徴がわかるよう彩色の上、全体像とともに、個々の部位や構造について詳細に描かれているのがわかります。

三 「山形の宝」を守り伝える

今回紹介した『史蹟名勝天然記念物調査報告』第一輯に掲載された四十九件の報告は、まさに山形県内に残されている「宝」といふべきものです。現在もこれらの宝は、国宝・国や県の史跡・重要文化財等に指定されて、大切に守られ引き継がれ

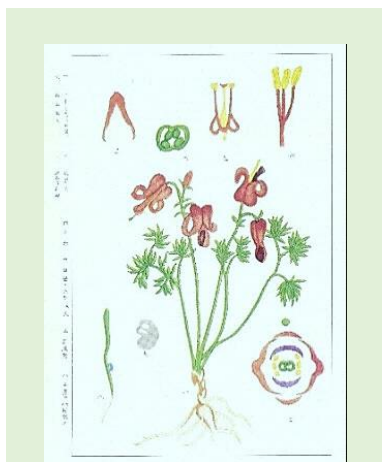


図1 天然記念物「駒草」
 (石版画)

ています。序言にありますように、私たちがこの貴重な「山形の宝」を守り、ふるさとの歴史を語り伝えていくことが大切になります。そして、先人に思いを馳せ、学ぶことで、ますますふるさと山形への郷土愛が醸成していくのではないでしようか。

山形県
 県史だよりの 第二十四号
 令和六年三月五日発行

編集・発行
 山形県総務部
 高等教育政策・学事文書課分室 県史資料室
 〒九九一―八五〇―
 寒河江市大字西根字石川西三五五
 村山総合支庁西村山地域振興局

電話 〇三三七―八三一―二二二五
 FAX 〇三三七―八三一―二二二六